

転出手続きについて

転居が確定しましたら、早めに学級担任へご連絡ください。

豊中市外への転居

豊中市内への転居

豊中市役所市民課または新千里出張所(コラボ内)、庄内出張所で住民異動の手続きをします。

住民異動届けの受付は
転居日の2週間前

転居完了後(14日以内)に届出
* 事前の届出はできません。

「転出証明書」「転退学通知書」が発行

「転退学通知書」「転入学通知書」が発行

提出

提出

新田小学校で「在学証明書」「教科書給与証明書」を発行

転出先の市町村役所で
住民異動(転入)の手続き
「転出証明書」を提出

「転入学通知書」が発行

「転入学通知書」と、新田小学校で発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」を
転入する学校へ提出してください。